

## 測量法施行規則等の一部改正について

平成23年4月4日  
国土交通省総合政策局  
建設市場整備課

### 1. 概要

測量業者が作成すべき各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書等）については、測量法施行規則（昭和24年建設省令第16号）の別記様式等で規定しており、その内容は会社法、会社計算規則、企業会計基準等に準拠して定められています。

今般、平成21年4月等の会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の改正、平成19年12月の「工事契約に関する会計基準」等の企業会計基準の策定・改正により、株式会社等の計算書類の作成方法が大きく変更されたことを受けて、測量業者が作成すべき計算書類の様式についても測量法施行規則等の一部改正を行い、平成23年4月4日に公布・施行されました。

### 2. 主な改正内容

#### 【測量法施行規則の改正】

- (1) リース取引に関する会計基準の改正を踏まえた見直し  
「リース取引に関する会計基準」の改正を踏まえ、勘定科目として「リース資産」及び「リース債務」を追加するとともに、同会計基準に則した記載要領を追加しました。  
【別表第13貸借対照表関係】
- (2) 工事契約に関する会計基準の改正を踏まえた見直し  
「工事契約に関する会計基準」の策定を踏まえ、以下の見直しを行いました。
  - ・ 損益計算書に注として「工事進行基準による完成測量高」を追加するとともに、同会計基準に即した記載要領を追加しました。【別表第12添付書類（二）関係】
  - ・ 注記事項として「測量損失引当金に対応する未成測量支出金の金額」、「売上原価のうち測量損失引当金繰入額」を追加するとともに、同会計基準に則した記載要領を追加しました。【別表第13注記表関係】
- (3) 会社計算規則の改正を踏まえた見直し  
会社計算規則の改正を踏まえ、以下の見直しを行いました。
  - ・ 貸借対照表において、「親会社株式」、「関係会社株式・関係会社出資金」の記載方法に関する記載要領を追加しました。【別表第13貸借対照表関係】
  - ・ 金融商品関係、賃貸等不動産関係の注記及びその記載要領を追加するとともに、継続企業的前提に関する注記、関連当事者との取引に関する注記に関する記載要領を改正しました。【別表第13注記表関係】
- (4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に合わせた見直し  
現在、損益計算書及び貸借対照表においては、記載すべき金額について、千円単位で

表示することとしていましたが、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第10条の3の規定に合わせ、大会社については、百万円単位でも表示できるよう記載要領を改めました。【別表第13貸借対照表、損益計算書関係】

(5) 用語の整理等

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び一般的な会計慣行に合わせ、以下のような用語の整理を行いました。

「受取利息配当金」 → 「受取利息及び配当金」 等

**【測量法施行規則別表第十三の国土交通大臣が定める勘定科目の分類を定める件（平成19年国土交通省告示第215号）の改正】**

(1) 貸借対照表関係の見直し

- ・「工事契約に関する会計基準」の策定を踏まえ、勘定科目「未成測量支出金」及び「未成測量受入金」の定義を同会計基準に則したものに改めました。
- ・「リース取引に関する会計基準」の改正を踏まえ、新たに勘定科目として追加された「有形固定資産 リース資産」、「無形固定資産 リース資産」、「流動負債リース負債」、「固定負債 リース債務」の定義を追加しました。
- ・破産債権、再生債権、更正債権その他これらに準ずる債権に対応するため、新たに勘定科目として「投資その他の資産 破産更正債権等」を追加しました。

(2) 損益計算書関係の見直し

「工事契約に関する会計基準」の策定を踏まえ、勘定科目「完成測量高」の定義を同会計基準に則したものに改めました。

(3) 用語の整理等

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び一般の会計慣行に合わせて、以下のような用語の整理を行いました。

「受取利息配当金」 → 「受取利息及び配当金」 等

**3. 施行期日及び経過措置**

(1) 施行

公布の日（平成23年4月4日）から施行

(2) 経過措置

決算日が平成23年4月3日以前となる事業年度に係る計算書類については、改正前の様式に基づいて作成することができます。